

令和4年10月21日

(事前の御案内) 共用試験実施機関の指定に係る申請方法等について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第5条による改正後の医師法（昭和23年法律第201号。以下「新医師法」という。）第17条の2第1項は、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した医学生については、新医師法第17条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に一定の医業を行うことができることとしています。

そのため、新医師法第17条の2第1項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（以下「共用試験省令」という。）を新たに制定し、共用試験を行おうとする者（以下「申請者」という。）の申請により、共用試験を実施する機関（以下「共用試験実施機関」という。）の指定をすることを予定しています。

申請の受付は、共用試験省令公布後に行うことを予定していますが、申請者の準備に資するよう、現時点での申請方法等の案を下記のとおり示しますので御参考にしてください。

なお、本案内は、令和4年7月8日から8月6日までの期間で実施した共用試験省令のパブリックコメントにおける案及び令和4年8月10日から9月8日までの期間で実施した共用試験省令第2条第3項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準（告示）のパブリックコメントにおける案を前提としたものであることを御承知おきください。

御不明な点など詳細については、下記問合せ先まで御連絡ください。

(参考)

○医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

※第17条の2の規定は、令和5年4月1日施行

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第17条の2 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

2 (略)

1. 申請方法

共用試験実施機関の指定を受けようとする申請者は、厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室まで、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してください。

- ① 名称及び主たる事務所の所在地
- ② 共用試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

また、申請書には次に掲げる書類を添付してください。

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録
- ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ④ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑤ 役員の名及び略歴を記載した書類
- ⑥ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑦ 共用試験の実施に関する事務（以下「共用試験事務」という。）の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ⑧ 厚生労働大臣が定める基準を満たすことについて記載した書類

2. 指定要件

(1) 厚生労働大臣は、共用試験実施機関の指定を受けたものがなく、かつ、申請が次に掲げる要件を満たしていると認めるときに、共用試験実施機関の指定をする。

- ① 職員、設備、共用試験事務の実施の方法その他の事項についての共用試験事務の実施に関する計画が、共用試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- ② 申請者が、共用試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - ③ 行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること。
- (2) 厚生労働大臣は、申請が次のいずれかに該当するときは、共用試験実施機関の指定をしない。
- ① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - ② 申請者が、その行う共用試験以外の業務により共用試験を公正に実施することができないおそれがあること。
 - ③ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。
- (3) 厚生労働大臣が定める基準
- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生及び防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 1 号の教育訓練を受けている者（以下「医学生等」という。）を対象として、各大学及び同法に規定する防衛医科大学校（以下「各大学等」という。）において、毎年度、本試験（各大学等において各年度内に初めて行われるものをいう。以下同じ。）及び本試験を受けることができなかった者又は本試験に合格しなかった者を対象とした試験が少なくとも 1 回行われるものであること。
 - ② 共用試験は、学科試験及び実技試験によって行い、実技試験は次のいずれにも該当するものであること。
 - 一 全ての受験者が同一の科目を受験することとされていること。
 - 二 試験の科目及びその数が適切であること。
 - 三 受験者を評価する者の評価能力の向上及び評価の質の保証のための取組が実施されていること。
 - 四 実技試験で行う医療面接（特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報を得るために行う面接をいう。以下同じ。）の模擬患者（医療面接において患者を演ずる者をいう。）の対応能力の向上及び対応の質の保証のための取組が実施されていること。
 - ③ 共用試験の合格基準が、各大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する医学生等の知識及び技能を評価するために適切なものであること。
 - ④ 合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること。
 - ⑤ 共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。

- ⑥ 障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこととされていること。
- ⑦ 共用試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができることとされていること。
- ⑧ 共用試験を受験しようとする者が共用試験実施機関に納める受験手数料が適切に定められていること。

3. 申請期限

共用試験省令公布後に改めて案内しますが、共用試験省令公布後7日程度とする予定ですので、事前に御準備ください。

4. 指定方法

審査を経て厚生労働大臣が指定します。なお、指定した者の名称等は官報にて公示する予定です。

(問合せ先)

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線2567、4142)